

○原子力災害対策指針及び富山県地域防災計画(原子力災害編)等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して規定
 ○緊急時モニタリングは、国及び立地県である石川県等と連携して実施されるため、今回は基本的な考え方を整理し、詳細は今後、国及び石川県と調整するもの

緊急時モニタリングの目的

○原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置の実施の判断材料とするもの

基本的事項

◆基本方針(体制整備)

警戒事態発生 / 原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれ	○県は「富山県緊急時モニタリング班」を設置 ⇒環境放射線モニタリングを実施 富山県緊急時モニタリング班の体制 ○知事政策局(防護措置の判断)・生活環境文化部(空間線量率等の測定)・農林水産部(農畜産物の測定)等により組織 ○モニタリングの指示等を行う「企画調整チーム」と、現地の測定等を行う「環境調査チーム」から構成 ※今後、国が示す緊急時モニタリングセンターの体制を踏まえ、組織体制等を検討
施設敷地緊急事態発生 / 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生	○国は、緊急時モニタリングセンターを設置 ⇒原子力規制委員会の統括の下、国、県、石川県、関係団体等が連携して緊急時モニタリングを実施 ○県は、緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、その指揮下で、県緊急時モニタリング班を県のモニタリング拠点として維持しつつ、緊急時モニタリングを実施

◆国の緊急時モニタリング実施計画との関係

緊急時モニタリング計画(県)	本県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたもの
緊急時モニタリング実施計画(国)	原子力規制委員会が、原子力災害対策指針、富山県・石川県の緊急時モニタリング計画等を踏まえて、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等を定めたもの(※適宜改定)

緊急時モニタリング体制の整備

◆モニタリング要員体制の整備

○原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ規定
 ○県は、国の動員計画と調整して、広域化や長期化に備えた動員計画をあらかじめ規定

◆モニタリング資機材の整備・維持管理

○原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備
 ○県は、国の整備計画と調整して、広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める

■県で整備する緊急時モニタリング資機材

- ・可搬型モニタリングポスト(H25:2基⇒H26:4基)
- ・固定式モニタリングポスト(9基)
- ・モニタリングカー(H25:1台整備)
- ・サーベイメータ(シフレーション・電離箱)
- ・ヨウ素サンブラ(H26:2台整備)
- ・環境放射線監視ネットワークシステムなど



緊急時モニタリングの実施

事態の進展

《フロー図》

緊急事態の区分	-	情報収集事態	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
実施内容	・平常時モニタリング	・平常時モニタリングの継続	・平常時モニタリングの強化 ・緊急時モニタリングの準備	緊急時モニタリングの実施	

1. 平常時モニタリングの強化

警戒事態における環境放射線モニタリング

○警戒事態発生後、県は緊急時モニタリング班を設置し、固定観測局の監視強化や可搬型モニタリングポストによる測定などを速やかに開始

施設敷地緊急事態に陥った際に備えて、迅速に緊急時モニタリングに移行するためのもの

2. 緊急時モニタリングの実施

(1) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

○施設敷地緊急事態発生後、緊急時モニタリングセンターによって速やかに開始

○原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリングセンターは詳細な実施内容を定め、これに従い県の緊急時モニタリング班は緊急時モニタリングセンターの指揮下で、県内の緊急時モニタリングを実施

発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供

(2) 全面緊急事態における初期モニタリング

○事故の進展に応じて「緊急時モニタリング実施計画」が改訂され、当該計画に基づき、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、モニタリング内容を充実・強化

周辺環境に対する影響の評価・確認、人体への被ばく評価、防護措置の実施・解除の判断等に活用

3. 中期モニタリング

○初期モニタリング項目のモニタリングを充実、住民等の被ばく線量を推定

4. 復旧期モニタリング

○空間線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握

避難区域見直し等の判断、被ばく線量の管理・低減のための方策決定及び推定等に活用

モニタリング結果の取扱

◆緊急時モニタリング結果の妥当性の確認

○緊急時モニタリングセンターに結果を集約し、異常の有無や妥当性を確認

◆緊急時モニタリング結果の公表

○緊急時モニタリングセンター設置前 ⇒ 県は、ホームページ等で速やかに公表

○緊急時モニタリングセンター設置後

・国は、速やかにモニタリング結果を一元的に評価し関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表
 ・県は、緊急時モニタリングセンターで妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表

